そらいろ通信　９月

＊マイナンバーも安心！当事務所は**電子申請**でお手続きしています＊

◆業務ご案内◆
- 労務管理・年金等のご相談
- 給与計算･年末調整
- 就業規則･諸規程のご相談･作成
- 人事・賃金制度に関するご提案
- 労働･社会保険のご相談･事務･請求手続き
- 労災に関するご相談･請求手続き

◆営業時間ご案内◆
- 月曜日～金曜日（祝日を除く）９時～17 時

皆さまいかがお過ごしでしょうか。暑さからの解放は、もうしばらくかかりそうです。
オリンピックに引き続きパラリンピックが開催されています。障害を乗り越えて力を発揮されている姿を見ると学ぶことが多く、また、日々の当たり前に感謝をする機会にもなります。過去最多のメダル獲得を目標とされているとのこと、引き続き応援していきたいです。

★ちょこっと心理学★

【あがり症はどうやったら解消できる？】

　スピーチや面接といった大勢の人の前で話すのが苦手という人は少なくありません。これは対人不安の一つで緊張が高まるために起こります。特に真面目な人や完璧主義者はこの傾向が強いようです。
　あがってしまうのを防ぐためには、いくつかの方法があり、まずは「モチベーションを下げる」こと。「絶対に成功するぞ！」という意気込みが強いほど緊張するので、それよりも「ダメもと」の気分でいるほうがあがらずにすみます。「みんなそんなにマジメに聞いていない」「自分にそれほど注目していない」と自己暗示かけるのも有効です。
　また、深呼吸も効果があり、大きくゆっくり呼吸をすることで、副交感神経の働きが強くなり、リラックスできるようになります。

（大人の心理学常識　トキオ・ナレッジ著）

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

★9 月のお仕事カレンダー

9/10	● 8 月分の源泉所得税、住民税特別徴収税の納付
9/30	● 8 月分健康保険料・厚生年金保険料の納付 ● 7 月決算法人の確定申告と納税・2025 年 1 月決算法人の中間申告と納税（決算応当日まで） ● 10 月・翌年 1 月・4 月決算法人の消費税の中間申告（決算応当日まで）

★法改正情報★

●短時間労働者に対する健康保険・厚生年金保険の適用拡大

現　在	▶	令和6年10月～
被保険者数 101人以上の企業等		被保険者数 51人以上の企業等

現在、厚生年金保険の被保険者数が 101 人以上の企業等で働く短時間労働者は、健康保険・厚生年金保険（社会保険）の加入対象となっています。
この短時間労働者の加入要件がさらに拡大され、令和６年 10 月から厚生年金保険の被保険者数が 51 人以上の企業等で働く短時間労働者の社会保険加入が義務化されます。
1 週間の所定労働時間または 1 月の所定労働日数が通常の労働者の４分の３未満である方のうち、以下の条件にすべて該当する方が短時間労働者として社会保険の加入対象となります。

- ☐ **週の所定労働時間が20時間以上**
- ☐ **所定内賃金が月額8.8万円以上**
- ☐ **2カ月を超える雇用の見込みがある**
- ☐ **学生ではない**

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

退職代行サービスから連絡が来たら どうすればよいでしょうか？

最近、退職に際して、本人自ら退職を申し出るのではなく、「退職代行サービス」を利用して退職を申し出てくるケースが増えています。第三者が代行して退職の意思を伝えるサービスです。この退職代行サービスから連絡があった場合に、会社側が取るべき対応としては次の通りです。

●連絡してきたものが何者なのか確認する。
3 種類のうち①弁護士による退職代行　②合同労働組合（ユニオン）による退職代行　③その他の民間業者による退職代行　どの業者に該当するのか、退職代行者を装った詐欺や嫌がらせの可能性もなくはないからです。

●労働者本人からの依頼なのか確認
具体的には、労働者本人が署名した委任状や契約書、社員証のコピーなどを提示してもらいます。

●退職日や引継ぎ等の調整
退職日は労働者本人の希望と就業規則を照らし合わせて決定します。ですが、ほとんどの場合一方的に退職日を通告してくるケースがほとんどですので、退職日まで出社して引継ぎをさせるのは現実的に難しいケースがほとんどかと思われます。どうしても引継ぎが必要であれば、出社せずにメール等でのやり取りをするしか方法がないかもしれません。

●退職届の送付を依頼
退職日が決まったら、労働者本人に退職届の送付を依頼します。後でトラブルになるのを避けるためにも、退職届は提出してもらいましょう。合わせて、秘密保持契約書や競業避止義務に関する誓約書なども記載してもらいたいところですが、目の前で書くわけではないので、拒否されることもよくあります。拒否した場合、提出を強制することはできません。

●貸与物の返還、私物の整理
パソコンや社員証、制服など、会社が貸与したものは確実に返却してもらいます。会社に私物が残っている場合は退職日までに取りに来てもらう、あるいは着払いで送るなど取り扱いを決めましょう。最近は、こういったことも想定して、「処分してもらって構いません」という文書を退職届と合わせて送ってくることも多いようです。

先月もお伝えしたように、労働者側も、お金を払って業者に依頼してまで退職したいので、退職の意思が覆る可能性は低いでしょう。なぜ自らの口で伝えることができないのかと違和感は感じることもあるでしょうが、淡々と退職手続きを進めていくほうが賢いといえます。

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.

＊マイナンバーも安心！

弊所は**電子申請**でお手続きしています＊

＊いきいきした会社づくりをお手伝いします＊

羽渕貴久子社会保険労務士事務所
社会保険労務士　羽渕貴久子
〒663-8234　西宮市津門住江町 8-16-815
TEL 0798-23-1553 / FAX 0798-23-1554
E-MAIL　habuchi@sky.memail.jp
URL　http://ikiiki30.com/

Copyright © 2024.9.Kikuko Habuchi Labor consultant All rights reserved.